

長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 耐震診断支援事業（第3条―第9条）
- 第3章 耐震化総合支援事業（第10条―第17条）
- 第4章 除却工事支援事業（第18条―第27条）
- 第5章 雑則（第28条・第29条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、木造戸建住宅の耐震改修工事等を推進し、地震に対する住宅の安全性の確保及び向上を図るため、木造戸建住宅の所有者等に対し、予算の範囲内において、耐震診断を実施し、並びに耐震改修計画作成、耐震改修工事及び除却工事の費用の一部を補助する長崎市安全・安心住まいづくり支援事業を実施することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認（以下「建築確認」という。）を受けて建築された木造戸建住宅（延べ床面積の過半の部分が住宅の用に供されているものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）に定める一般診断法に基づき実施する診断をいう。
- (3) 耐震改修計画 旧基準木造住宅のうち、耐震診断の結果次に掲げる耐震化のための基準（以下「耐震基準」という。）に適合しない住宅を当該耐震基準に適合させるための改修計画をいう。
 - ア 住宅の構造耐力上主要な部分が次のいずれの要件も満たすこと。
 - (ア) 耐震診断の診断表により求められる総合評価のうち上部構造評点が1.0以上であること。
 - (イ) 地盤・基礎についての総合評価に注意事項がないこと。
 - イ 敷地及び非構造部材が次のいずれの要件も満たすこと。
 - (ア) 屋根葺き材、屋根等に設置された設備が地震の震動及び衝撃で落下しないこと。
 - (イ) ブロック塀、門柱等が地震の震動及び衝撃で倒壊しないこと。
- (4) 耐震改修工事 旧基準木造住宅のうち、耐震診断の結果耐震基準に適合しない住宅を当該耐震基準に適合させるための改修工事（当該住宅を撤去した土地で行う新築工事を含む。）をいう。
- (5) 除却工事 旧基準木造住宅のうち、耐震診断の結果耐震基準に適合しない住宅を地震時等による倒壊等の被害の防止を目的として、1棟全体を除却するための工事をい

う。

- (6) 耐震診断士 一般社団法人長崎県建築士事務所協会（以下「協会」という。）が作成する長崎県木造住宅耐震診断士名簿に登載されている者のうち、長崎県知事（以下「知事」という。）が認める講習会に参加したものをいう。
- (7) 防火改修工事 耐震改修工事と併せて実施するものであって、既存部分の防火性能を向上させる改修工事のうち、次のいずれかの工事をいう。
 - ア 外壁を防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）とする工事
 - イ 軒裏を防火構造とする工事
 - ウ 開口部に防火設備（建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備をいう。）を設ける工事
- (8) 地震時等に著しく危険な密集市街地又は斜面市街地 別表に定める区域をいう。

第2章 耐震診断支援事業

（耐震診断の実施の委託）

第3条 市長は、耐震診断の実施を協会に委託するものとする。

2 市長は、耐震診断に要する費用 136,000 円のうち 113,000 円を協会に委託料として支払うものとする。

（診断対象住宅）

第4条 耐震診断士を派遣し、耐震診断を行う住宅（以下「診断対象住宅」という。）は、本市内に存する木造戸建住宅で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 旧基準木造住宅又は市長が別に定めるもの
- (2) 階数が3以下のもの
- (3) 在来軸組工法、伝統的工法又は枠組壁工法により建築されたもの（混構造のものにあっては、立体的なものでその木造の部分に限る。）
- (4) 所有者又は所有者の2親等以内の親族が現に居住するもの又は耐震改修工事後30日以内に居住するもの。ただし、除却工事を行うものである場合にあっては、この限りでない。
- (5) 過去に耐震診断支援事業に係る耐震診断を受けていないもの

（耐震診断の申込等）

第5条 耐震診断の申込期限は、当該年度の1月末日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 耐震診断を受けようとする診断対象住宅の所有者又は当該所有者の2親等以内の親族は、木造住宅耐震診断申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 建築確認に係る通知書の写し又は建設年月が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認めるもの

- 3 市長は、前項の規定により申込書の提出があったときは、知事に報告するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定により申込書の提出があったときは、当該申込書の内容を確認し、適当と認め、耐震診断の実施を決定したときは、同項の規定により申込みをした者に対して木造住宅耐震診断決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（決定の取消し）

第5条の2 市長は、前条第4項の規定により耐震診断の実施の決定を受けた者（以下「耐震診断実施決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 耐震診断を中止したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により耐震診断の実施の決定を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により耐震診断の実施の決定を取り消したときは、当該取り消しをした者に対して木造住宅耐震診断決定取消通知書（第2号様式の2）により通知するものとする。

（耐震診断士の派遣と耐震診断の実施）

第6条 市長は、第5条第4項の規定による決定をしたときは、速やかに協会に対し耐震診断士の派遣を要請するものとする。

2 協会は、前項の規定により派遣の要請を受けたときは、耐震診断実施決定者に対して木造住宅耐震診断士派遣連絡書（第3号様式）及び協会が作成する納付書を送付するものとする。

3 協会により選定された耐震診断士は、遅滞なく耐震診断実施決定者に係る診断対象住宅の耐震診断を実施しなければならない。

（自己負担額）

第7条 耐震診断実施決定者は、前条第2項の規定により送付された納付書により、協会の指定する日までに、耐震診断の費用のうち自己負担額23,000円を支払うものとする。

（完了実績報告）

第8条 協会は、第6条第3項の規定による耐震診断の実施結果について、遅滞なく、木造住宅耐震診断報告書（以下「報告書」という。）2部を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された報告書の記載内容について、協会又は耐震診断士に対して必要な指示を行うことができるものとする。

3 市長は、第1項の規定により、報告書が提出されたときは、知事にその旨を報告するものとする。

4 市長は、第1項の規定により提出された報告書に記載された診断結果が適当と認めたときは、報告書1部を耐震診断実施決定者に交付するものとする。

（守秘義務等）

第9条 耐震診断士は、耐震診断の実施に当たり、職務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。耐震診断士の職を退いた後も同様とする。

2 耐震診断士は、耐震診断の実施に当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 耐震診断実施決定者に対して不必要な耐震診断、設計及び工事を勧めること。
- (2) 耐震診断に係る事務処理を他の者に委託し、又は請け負わせること。
- (3) その他耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

第3章 耐震化総合支援事業

(補助対象)

第10条 長崎市安全・安心住まいづくり耐震化総合支援事業補助金（以下「総合支援補助金」という。）の交付対象となる耐震改修計画及び耐震改修工事は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件をいずれも満たすもの、かつ、次項の要件を全て満たすものとする。

(1) 耐震改修計画 旧基準木造住宅であつて、耐震診断の結果耐震基準に適合しないと診断されたもの（以下「補助対象住宅」という。）について、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する建築士が作成する耐震改修計画であること。

(2) 耐震改修工事 補助対象住宅について、次のいずれかに該当する者により行う耐震改修工事及び防火改修工事であること。

ア 市内に本店、支店、営業所等を有する事業所又は市内に住所を有する個人であつて、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者

イ 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者であつて、市内に本店、支店、営業所等を有しない事業所又は本市内に住所を有しない個人のうち、申請に係る補助対象住宅の建築等を施工した者

ウ 市内に本店、支店、営業所等を有する事業所又は本市内に住所を有する個人であつて、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を有しない者のうち、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を有するものの監理の下に耐震改修工事及び防火改修工事を行う者

2 旧基準木造住宅を撤去した土地で行う新築工事が次に掲げる要件をいずれも満たすこと。

(1) 原則として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存すること。

(2) 原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

(1) 総合支援補助金の交付の決定前に着手した耐震改修計画、耐震改修工事及び防火改修工事

(2) 耐震改修計画に基づかない耐震改修工事

- (3) 過去に国庫補助による支援を受け作成された耐震改修計画に基づく耐震改修工事又は当該耐震改修計画の見直し

(補助対象経費及び補助金の額)

第 11 条 総合支援補助金の対象となる経費は、補助対象住宅の耐震改修工事に要した費用の額（消費税及び地方消費税を除く。）とし、当該耐震改修工事に係る耐震改修計画の作成に要した費用の額（消費税及び地方消費税を除く。）を加えることができるものとする。

- 2 総合支援補助金の額は、補助対象住宅の耐震改修工事に要した費用の額（消費税及び地方消費税を除く。）に5分の4を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合にあっては、100万円）とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 地震時等に著しく危険な密集市街地又は斜面市街地において、耐震改修工事に併せて防火改修工事を行う場合は、前項に定める額に補助対象住宅の防火改修工事に要した費用の額（消費税及び地方消費税を除く。）に2分の1を乗じて得た額（当該額が30万円を超える場合にあっては、30万円）を加算する。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助対象住宅を撤去した土地において新築工事を行う場合の耐震改修工事にあつては、第1項中「耐震改修工事に要した費用の額」とあるのは、「耐震改修工事費相当額」と読み替えるものとする。

(総合支援補助金の申請等)

第 12 条 総合支援補助金の交付申請については、申請を行う補助対象住宅の所有者又は所有者の2親等以内の親族（当該所有者の同意を得ている者に限る。以下同じ。）のみ行うことができるものとし、規則第3条第1項に規定する市長が定める期日は、当該年度の10月末日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 総合支援補助金の交付申請をしようとする者は、規則第22条第2号の規定により、規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に代えて長崎市安全・安心住まいづくり耐震改修支援事業補助金交付申請書（第4号様式。この条において「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。ただし、前章に規定する耐震診断支援事業を利用した者は、既に提出した書類について再度の提出を要しない。
 - (1) 申請を行う補助対象住宅の所有者及び建築年月日が確認できる書類
 - (2) 所有者の2親等以内の親族が申請を行う場合にあっては、所有者と申請者の関係が確認できる書類及び当該所有者の同意が確認できるもの
 - (3) 申請を行う補助対象住宅の所有者が不明の場合にあっては、当該住宅に係る納税義務者が確認できる書類及び全相続人の同意が確認できるもの
 - (4) 前章に規定する耐震診断支援事業を利用しなかった場合にあっては、耐震診断結果が確認できる資料
 - (5) 仕様書、補強計算書等の耐震改修計画の概要書

- (6) 耐震改修工事の内容を示す平面図その他の図面
- (7) 耐震改修工事に係る経費の内訳書
- (8) 耐震改修工事の予定箇所の写真
- (9) 旧基準木造住宅を撤去した土地で行う新築工事が、原則として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存することが確認できる資料
- (10) 旧基準木造住宅を撤去した土地で行う新築工事が、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを確認できる資料

3 前項の規定にかかわらず、耐震改修工事に要した費用の額に耐震改修計画の作成に要した費用の額を加えた額により総合支援補助金の交付申請をしようとする者は、前項に定める申請書に同項第1号から同項第4号までに定めるもののほか、耐震改修計画を作成するために要する費用の見積書を添付して市長に提出するものとする。

4 第2項第5号に規定する耐震改修計画の概要書及び同項第6号に規定する図面は、建築士法第2条に規定する建築士が作成したものに限るものとする。

5 市長は、第2項及び第3項の規定により申請書が提出されたときは、知事にその旨を報告するものとする。

6 市長は、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、規則第22条第2号の規定により、規則第6条第1項に規定する補助金等交付決定通知書に代えて長崎市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により、第2項の規定により申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて条件を付することができるものとする。

（総合支援補助金の交付決定の取消し）

第12条の2 市長は、前条第6項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「総合支援補助金交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、総合支援補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 耐震改修計画の作成又は耐震改修工事を中止したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により総合支援補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しをしたときは、当該取消しをした者に対して長崎市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付決定取消通知書（第5号様式の2）により通知するものとする。

（耐震改修計画又は耐震改修工事費の変更）

第13条 総合支援補助金交付決定者は、交付決定額に変更が生じる場合等は、規則第22条第2号の規定により、規則第5条第3項に規定する補助事業等変更中止（廃止）承認申請書に代えて長崎市安全・安心住まいづくり支援事業補助金変更交付申請書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 耐震改修計画の変更計画を作成するために要する費用の見積書

- (2) 仕様書、補強計算書等の耐震改修工事の変更に係る概要書
- (3) 耐震改修工事の変更の内容を示す図面
- (4) 耐震改修工事の変更に係る経費の内訳書
- (5) 耐震改修工事の変更の予定箇所の写真

2 第 12 条第 5 項及び第 6 項の規定は、前項の総合支援補助金の変更に係る手続について準用する。この場合において、同条第 6 項中「長崎市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付決定通知書（第 5 号様式）」とあるのは、「長崎市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付決定変更通知書（第 7 号様式）」と読み替えるものとする。

（耐震改修計画作成又は耐震改修工事の中止）

第 14 条 総合支援補助金交付決定者は、耐震改修計画作成又は耐震改修工事を中止しようとするときは、規則第 22 条第 2 号の規定により、規則第 5 条第 3 項に規定する補助事業等変更中止（廃止）承認申請書に代えて長崎市安全・安心住まいづくり支援事業中止届（第 8 号様式）を市長に提出するものとする。

2 第 12 条第 5 項の規定は、前項の規定による耐震改修計画作成又は耐震改修工事の中止について準用する。

（耐震改修計画の完了報告）

第 15 条 第 12 条第 3 項の申請をした総合支援補助金交付決定者は、耐震改修計画の作成が完了したときは、遅滞なく耐震改修計画完了報告書（第 9 号様式）に、第 12 条第 2 項第 5 号から第 8 号までに掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

（耐震改修計画の確認）

第 16 条 市長は、前条の規定による完了報告書を受理したときは、総合支援補助金交付決定者が作成した耐震改修計画が耐震基準に適合しているかを確認するものとする。

2 市長は、前項の耐震改修計画の内容が適当と認めたときは、耐震改修計画確認書（第 10 号様式）により、当該総合支援補助金交付決定者に通知するものとする。

3 第 12 条第 3 項の申請をした総合支援補助金交付決定者が、前項に定める耐震計画確認書の交付を受ける前に着手した耐震改修工事及び防火改修工事は補助の対象としない。

4 市長は、第 1 項の耐震改修計画の内容が耐震基準に適合していないと認めたときは、総合支援補助金交付決定者に対して、審査・検査結果不備事項通知書（第 11 号様式）により通知した上で、耐震改修計画の内容が耐震基準に適合するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

（総合支援補助金の完了届）

第 17 条 総合支援補助金交付決定者は、耐震改修工事が完了したときは、規則第 22 条第 2 号の規定により、規則第 12 条に規定する補助事業等実績報告書に代えて長崎市安全・安心住まいづくり支援事業完了届（第 12 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、第 12 条第 2 項の申請の場合は、第 1 号の書類の提出を要

しない。

- (1) 耐震改修計画の作成及び耐震改修計画を変更する計画の作成に要する経費の領収書又は請求書
 - (2) 耐震改修工事の実施内容を示す図面
 - (3) 耐震改修工事（耐震改修工事の変更を含む。）に係る工事代金の領収書又は請求書
 - (4) 耐震改修工事（耐震改修工事の変更を含む。）の実施箇所の写真
- 2 前項の長崎市安全・安心住まいづくり支援事業完了届及び前項各号の添付書類は、第12条第6項の規定による通知のあった日の属する年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 第12条第5項の規定は、第1項の総合支援補助金の完了に係る手続について準用する。

（総合支援補助金の完了確認）

- 第17条の2 市長は、長崎市安全・安心住まいづくり支援事業完了届を受理したときは、耐震改修工事が耐震基準に適合しているかを確認するものとする。
- 2 市長は、前項の耐震改修工事の内容が適当と認めたときは、交付すべき総合支援補助金の額を確定し、規則第22条第2号の規定により、規則第13条に規定する補助金等確定通知書に代えて長崎市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付確定通知書（第13号様式）により、総合支援補助金交付決定者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の耐震改修工事の内容が耐震基準に適合していないと認めたときは、総合支援補助金交付決定者に対して、審査・検査結果不備事項通知書（第11号様式）により通知した上で、耐震改修工事の内容が耐震基準に適合するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

（総合支援補助金の請求）

- 第17条の3 前条第2項の規定による通知を受けた者が総合支援補助金を請求しようとするときは、長崎市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付請求書（第14号様式）を市長に提出するものとする。

第4章 除却工事支援事業

（補助対象）

- 第18条 長崎市安全・安心住まいづくり除却工事支援事業補助金（以下「除却工事補助金」という。）の交付対象となる除却工事は、次の各号に定める要件をいずれも満たすものとする。
- (1) 補助対象住宅について、地震時等に著しく危険な密集市街地又は斜面市街地で行う除却工事であること。（基礎の一部又は全部を残す場合も含む。）
 - (2) 補助対象住宅について、次のいずれかに該当する者により行う除却工事であること。
 - ア 市内に本店、支店、営業所等を有する事業所又は市内に住所を有する個人であつて、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者

イ 市内に本店、支店、営業所等を有する事業所又は市内に住所を有する個人であつて、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。）第21条第1項に規定する解体工事業に係る登録を受けた者

ウ 長崎県内に本店、支店、営業所等を有する事業所又は長崎県内に住所を有する個人であつて、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。）第21条第1項に規定する解体工事業に係る登録を受けた者。ただし、同号ア又はイの者に依頼できないことについて、客観的、合理的理由がある場合に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する除却工事は、補助対象工事としない。

- (1) 除却工事補助金の交付の決定前に着手した除却工事
- (2) 他の制度等に基づく補助金の交付を受けようとする除却工事
- (3) 補助対象建築物の一部のみを除却する除却工事
- (4) 門又は塀を除却する除却工事
- (5) 家財道具を除却する除却工事

（除却工事補助金の額）

第19条 除却工事補助金の額は、除却工事に要した費用の額（消費税及び地方消費税を除く。）に100分の23を乗じて得た額（当該額が30万円を超える場合にあっては、30万円）とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（除却工事補助金の申請等）

第20条 除却工事補助金の交付申請については、申請を行う補助対象住宅の所有者又は所有者の2親等以内の親族のみ行うことができるものとし、規則第3条第1項に規定する市長が定める期日は、当該年度の1月末日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 除却工事補助金の申請をしようとする者は、規則第22条第2号の規定により、規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に代えて長崎市安全・安心住まいづくり除却工事支援事業補助金交付申請書（第15号様式）に第12条第2項第1号から第4号に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 除却工事の内容を示す平面図及び床面積求積図
- (2) 除却工事に係る経費の内訳書
- (3) 除却工事の予定箇所の写真
- (4) 第2章に規定する耐震診断支援事業を利用しなかった場合にあっては、耐震診断結果に係る資料
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）による届出書の写し（届け出対象の除却工事の場合に限る）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

3 第12条第6項の規定は、第2項の規定による除却工事補助金の申請について、適当

と認められるときに準用する。

(除却工事補助金の交付決定の取消し)

第 21 条 市長は、前条第 2 項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「除却工事補助金交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、除却工事補助金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 除却工事を中止したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により除却工事補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 第 12 条の 2 第 2 項の規定は、前項の規定により除却工事補助金の交付の決定を取り消したときに準用する。

(除却工事の変更)

第 22 条 除却工事補助金交付決定者は、除却工事を変更しようとするときは、規則第 22 条第 2 号の規定により、規則第 5 条第 3 項に規定する補助事業等変更中止（廃止）承認申請書に代えて長崎市安全・安心住まいづくり支援事業補助金変更交付申請書 1 部に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 除却工事の変更に係る経費の内訳書
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 第 12 条第 6 項の規定は、除却工事の変更について準用する。この場合において、同項中「長崎市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付決定通知書（第 5 号様式）」とあるのは、「長崎市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付決定変更通知書（第 7 号様式）」と読み替えるものとする。

(除却工事の中止)

第 23 条 第 14 条第 1 項の規定は、除却工事を中止しようとするときに準用する。

(除却工事の完了届)

第 24 条 除却工事補助金交付決定者は、除却工事が完了したときは、規則第 22 条第 2 号の規定により、規則第 12 条に規定する補助事業等実績報告書に代えて長崎市安全・安心住まいづくり支援事業完了届に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 除却工事（除却工事の変更を含む。）に係る工事代金の領収書又は請求書
- (2) 除却工事（除却工事の変更を含む。）の実施箇所の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第 17 条第 2 項の規定は、前項に規定する完了届及び添付書類について準用する。

(除却工事の完了確認)

第 25 条 市長は、前条の規定による完了届を受理したときは、除却工事が適正に行われているかを確認するものとする。

2 第 17 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定は、除却工事の完了確認の手続について準用す

る。

(除却工事補助金の請求)

第 26 条 第 17 条の 3 の規定は、前条第 2 項の規定において準用する 17 条の 2 第 2 項の規定による通知を受けた者について準用する。

(事業完了後の提出書類)

第 27 条 補助金の交付を受けた者は、第 10 条又は 18 条の補助事業に要した経費を支払ったことが確認できる書類（領収書等）の写しを、当該補助金の受領日から 14 日以内に市長に提出しなければならない。ただし、第 17 条又は第 24 条の規定に基づき、領収書の写しを既に提出している場合は、この限りでない。

第 5 章 雑則

(意見の聴取及び立入調査)

第 28 条 市長は、この要綱に定める事項について、必要があると認めるときは、第 5 条第 1 項の規定により申込みをした者並びに第 12 条及び第 20 条の規定により申請した者に対する意見の聴取及びこれらの者の同意を得た上で補助対象住宅への立入調査を行うことができるものとする。

(財産処分の制限)

第 29 条 規則第 19 条ただし書に規定する市長が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数とする。

(委任)

第 30 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成 18 年 5 月 24 日長崎市告示第 397 号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行し、平成 18 年度の補助金から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則（平成 19 年 3 月 26 日長崎市告示第 204 号）

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 8 月 18 日長崎市告示第 603 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日長崎市告示第 191 号）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 21 年 8 月 17 日長崎市告示第 502 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行日以後に行われた申請に係る補助金から適用し、同日前に行われた申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 改正前の長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日長崎市告示第 188 号）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 7 日長崎市告示第 6 号）

この要綱は、平成 23 年 1 月 11 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日長崎市告示第 250 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成 24 年 7 月 6 日長崎市告示第 497 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成 24 年度の予算に係る補助金から適用する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日長崎市告示第 198 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成 25 年度の予算に係る補助金から適用する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日長崎市告示第 235 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成 26 年度の予算に係る補助金から適用する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日長崎市告示第 187 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日長崎市告示第 208 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 30 日長崎市告示第 230 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 8 月 23 日長崎市告示第 506 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日長崎市告示第 161 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 9 日長崎市告示第 298 号）

（施行期日）

1 この要綱は告示日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和元年 9 月 17 日長崎市告示第 562 号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 2 年 4 月 2 日長崎市告示第 175 号）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 3 年 4 月 15 日長崎市告示第 360 号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 4 年 5 月 18 日長崎市告示第 288 号）

（施行期日）

この要綱は、告示の日から施行し、令和 4 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 25 日長崎市告示第 244 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 3 日長崎市告示第 118 号）

（施行期日）

1 この要綱中附則第 2 項の改正規定は告示の日から、その他の改正規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第2条関係）

地震時等に著しく危険な密集市街地又は斜面市街地

五十音順	町丁目名
ア行	相生町 青山町 赤迫1丁目 赤迫2丁目 赤迫3丁目 秋月町 飽の浦町 曙町 愛宕1丁目 愛宕2丁目 愛宕3丁目 愛宕4丁目 油木町 石神町 泉1丁目 泉2丁目 泉3丁目 出雲1丁目 出雲2丁目 出雲3丁目 磯道町 稲佐町 稲田町 伊良林2丁目 伊良林3丁目 入船町 岩瀬道町 岩見町 岩屋町 上田町 上野町 梅香崎町 江川町 江の浦町 江平1丁目 江平2丁目 江平3丁目 江里町 扇町 大浦東町 大谷町 大手1丁目 大手3丁目 大鳥町 岡町 音無町 御船蔵町
カ行	籠町 風頭町 片淵3丁目 片淵4丁目 片淵5丁目 金堀町 上小島1丁目 上小島2丁目 上小島3丁目 上小島4丁目 上小島5丁目 上銭座町 上戸町 上戸町1丁目 上戸町2丁目 上戸町3丁目 上戸町4丁目 川上町 川平町 館内町 木鉢町1丁目 木鉢町2丁目 京太郎町 草住町 毛井首町 小ヶ倉町1丁目 小ヶ倉町2丁目 小ヶ倉町3丁目 国分町 小菅町 小瀬戸町 小峰町 米山町
サ行	竿浦町 坂本1丁目 坂本2丁目 坂本3丁目 桜木町 三和町 椎の木町 塩浜町 下町 清水町 十人町 城栄町 昭和2丁目 昭和3丁目 白鳥町 白木町 城山町 新小が倉1丁目 新小が倉2丁目 新戸町1丁目 新戸町2丁目 新戸町3丁目 末石町 銭座町
タ行	高尾町 高丘1丁目 高丘2丁目 高平町 田上1丁目 田上2丁目 田上3丁目 田上4丁目 竹の久保町 立岩町 立山1丁目 立山2丁目 立山3丁目 立山4丁目 立山5丁目 田手原町 辻町 寺町 天神町 土井首町 戸町1丁目 戸町2丁目 戸町3丁目 戸町4丁目 戸町5丁目
ナ行	中川2丁目 中小島1丁目 中小島2丁目 中新町 滑石1丁目 鳴滝1丁目 鳴滝2丁目 鳴滝3丁目 西町 虹が丘町 錦1丁目 錦2丁目 錦3丁目 西北町 西小島1丁目 西小島2丁目 西琴平町 西坂町 西立神町 西泊町 西山1丁目 西山2丁目 西山3丁目 西山4丁目 西山本町
ハ行	橋口町 八景町 花園町 浜平1丁目 浜平2丁目 早坂町 葉山1丁目 葉山2丁目 春木町 東小島町 東琴平1丁目 東琴平2丁目 東立神町 東山町 東山手町 彦見町 日の出町 平瀬町 平戸小屋町 平野町 平山町 深堀町2丁目 深堀町3丁目 深堀町5丁目 深堀町6丁目 富士見町 淵町 古河町 古道町 平和町 宝栄町 本河内1丁目 本河内2丁目 本河内3丁目
マ行	三川町 水の浦町 三ツ山町 緑町 緑が丘町 南町 南が丘町 南山手町 三原1丁目 三原2丁目 三原3丁目 三芳町 目覚町 元町 本尾町 本原町
ヤ行	梁川町 柳田町 柳谷町 矢の平1丁目 矢の平2丁目 矢の平3丁目 矢の平4丁目 弥生町
ワ行	若草町 若竹町

計 214町丁目

（あて先）長崎市長

申込者住所
氏名
電話

木造住宅耐震診断申込書

私が居住し、又は居住を予定している住宅の耐震診断を受けたいので、長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱第5条第2項の規定により申し込みます。

なお、対象住宅を確認するために長崎市が私に係る固定資産課税台帳、建築確認、住民基本台帳等について照合を行うことに同意します。

1) 住宅の概要	
所在地	長崎県長崎市
工 法	<input type="checkbox"/> 在来軸組工法 <input type="checkbox"/> 伝統的工法 <input type="checkbox"/> 枠組壁工法
種 類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 ※延べ床面積の過半の部分が住宅の用に供するものに限る。
建設年月	年 月
階 数	<input type="checkbox"/> 平家建て <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> 3階建て
2) 添付書類	<input type="checkbox"/> 診断対象住宅の位置図 <input type="checkbox"/> 建築確認に係る通知書の写し又は建設年月が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 市税完納証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
3) 備 考	

受付機関	市

第 号
年 月 日

様

長崎市長

木造住宅耐震診断決定通知書

あなたから木造住宅耐震診断申込書の提出がありました次の住宅に関して、耐震診断の対象住宅として決定しましたので、長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱第5条第4項の規定により通知します。

なお、別途、一般社団法人長崎県建築士事務所協会より、現地調査の日程調整のため連絡があります。

1. 住宅の所在地 長崎県長崎市

2. 住宅の種類

3. そ の 他

第2号様式の2（第5条の2関係）

第 号
年 月 日

様

長崎市長

木造住宅耐震診断決定取消通知書

あなたから申請がありました次の住宅に係る耐震診断の実施については、次のとおり取り消したので、長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱第5条の2第2項の規定により通知します。

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1. 年 月 日 | 年 月 日 |
| 番 号 | 第 号 |
| 補 助 年 度 | 年 度 |
| 名 称 | 長崎市安全・安心住まいづくり支援事業 |
| 2. 住宅の所在地 | 長崎県長崎市 |
| 3. 交付決定金額 | 円 |
| 4. 取消しの理由 | |

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

様

長崎市
一般社団法人 長崎県建築士事務所協会

会長
電話

木造住宅耐震診断士派遣連絡書

あなたが長崎市に申し込まれた住宅の耐震診断に関し、当協会が耐震診断業務を受託しましたので、耐震診断士を派遣します。

耐震診断士	登録番号	
	氏 名	
所属事務所	名 称	
	所在地	
	電話番号	

派遣日時	年 月 日 午前・午後 時
------	---------------

（あて先）長崎市長

申請者住所
氏名
電話

長崎市安全・安心住まいづくり耐震改修支援事業補助金交付申請書

耐震改修計画作成・耐震改修工事をしたいので、長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱第12条（第2項・第3項）の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1) 住宅の概要	
所在地	長崎県長崎市
種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 ※延べ床面積の過半の部分が住宅の用に供するものに限る。
建設年月	年 月
階数	<input type="checkbox"/> 平家建て <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> 3階建て
2) 耐震診断	
実施年月	
診断士名	
3) 改修計画（予定）	
請負者	
対象計画 作成費（a）	円 ※裏面にて算出
4) 耐震改修工事（耐震改修工事分）（予定）	
予定工期	
請負者	
対象工事費 （耐震改修工事分）（b）	円 ※裏面にて算出
5) 交付申請額（c）	円 ※裏面にて算出
6) 耐震改修工事（防火改修工事分）（予定）	
対象工事費 （防火改修工事分）	円 ※裏面にて算出
7) 交付申請額（d）	円 ※裏面にて算出
8) 交付申請額合計 （e） = （c） + （d）	円

9) 添付書類	<input type="checkbox"/> 所有者及び建築年月日が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 所有者と申請者の関係が確認できる書類 (所有者と申請者が異なる場合のみ) <input type="checkbox"/> 納税義務者が確認できる書類 (所有者が不明の場合のみ) <input type="checkbox"/> 耐震診断結果に係る資料 (※長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱第2章の耐震診断支援事業を利用しなかった場合に限る。) (以下は、第12条第3項に基づく申請の場合は不要) <input type="checkbox"/> 仕様書、補強計算書等の耐震改修計画の概要書 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事の内容を示す平面図その他の図面 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事に係る経費の内訳書 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事の予定箇所の写真 (以下は、第12条第3項に基づく申請の場合のみ必要) <input type="checkbox"/> 耐震改修計画の作成に要する費用の見積書
10) 申出事項	改修部分について他の制度に基づく補助等の有無 → (有・無)
11) 対象計画作成費及び交付申請額 (a) の算出	
対象計画作成費 (a)	(計画作成見積額から消費税等相当額を除いた額) 円 … ①
12) 対象工事費 (耐震改修工事分) (b) の算出	
対象工事費 (耐震改修工事分) (b)	(工事見積額から消費税等相当額を除いた額) 円 … ②
13) 交付申請額 (c) の算出	
交付申請額 (c)	補助対象経費 (②) 円 × () = 円 … ③ 補助上限額 () 円 … ④ ③又は④のいずれか少ない額 (1,000円未満を切り捨て) _____円 … ⑤
14) 交付申請額 (d) の算出	
対象工事費 (防火改修工事分)	(工事見積額から消費税等相当額を除いた額) 円 … ⑥
交付申請額の算出	補助対象経費 (⑥) 円 × 0.5 = 円 … ⑦ 補助上限額 300,000 円 … ⑧
交付申請額 (d)	円 (⑦又は⑧のいずれか少ない額 (1,000円未満を切り捨て))

受付機関	市

第 号
年 月 日

様

長崎市長

長崎市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付決定通知書

（耐震化総合支援事業・除却工事支援事業）

あなたから申請がありました次の住宅に関して、長崎市安全・安心住まいづくり支援事業補助金の交付対象住宅として決定しましたので、長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱（第12条第6項・第20条第3項）の規定により通知します。

1. 交付決定額 円

2. 住宅の所在地 長崎県長崎市

3. そ の 他

様

長崎市長

長崎市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付決定取消通知書

（耐震化総合支援事業・除却工事支援事業）

あなたから申請がありました次の住宅に係る（耐震化総合支援事業・除却工事支援事業）補助金については、次のとおり当該補助金の交付の決定を取り消したので、長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱（第12条の2第2項・第21条第2項）の規定により通知します。

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1. 年 月 日 | 年 月 日 |
| 番 号 | 第 号 |
| 補 助 年 度 | 年度 |
| 名 称 | 長崎市安全・安心住まいづくり支援事業 |
| 2. 住宅の所在地 | 長崎県長崎市 |
| 3. 交付決定金額 | 円 |
| 4. 取消しの理由 | |

（あて先）長崎市長

申請者住所
氏名
電話

長崎市安全・安心住まいづくり支援事業補助金変更交付申請書
（耐震化総合支援事業・除却工事支援事業）

年 月 日付け第 号により補助金の交付決定通知のありました（耐震化総合支援事業・除却工事支援事業）について、次のとおり変更したいので、長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱（第13条第1項・第22条第1項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

1. 住宅の所在地 長崎県長崎市

2. 住宅の種類

3. 変更事項及び変更理由

4. 添付書類
- 耐震改修計画
 - 耐震改修計画を変更する計画を作成するために要する費用の見積書
 - その他（ ）
 - 耐震改修工事
 - 仕様書、補強計算書等の変更耐震改修工事の概要書
 - 耐震改修工事の変更の内容を示す図面
 - 耐震改修工事の変更に係る経費の内訳書
 - 耐震改修工事の変更の予定箇所の写真
 - その他（ ）
 - 除却工事
 - 除却工事の変更に係る経費の内訳書
 - その他（ ）

受付機関	市

様

長崎市長

長崎市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付決定変更通知書
(耐震化総合支援事業・除却工事支援事業)

年 月 日付で申請のあった長崎市安全・安心住まいづくり支援事業補助金の変更交付申請については、次のとおり決定しましたので、長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱（第13条第2項・第22条第2項）の規定により通知します。

1. 年 月 日 年 月 日
番 号 第 号
補 助 年 度 年 度
名 称 長崎市安全・安心住まいづくり支援事業
2. 住宅の所在地 長崎県長崎市
3. 交付変更決定金額 円
4. 交付変更条件
5. その他

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者住所
氏名
電話

長崎市安全・安心住まいづくり支援事業中止届
（耐震化総合支援事業・除却工事支援事業）

年 月 日付け第 号により補助金の交付決定通知のありました（耐震化総合支援事業・除却工事支援事業）を中止したいので、長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱（第14条第1項・第23条）の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 交付決定額 円

2. 住宅の所在地 長崎県長崎市

3. 住宅の種類

4. 中止の理由

受付機関	市

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者住所

氏名

電話

耐震改修計画完了報告書

年 月 日付け第 号により補助金の交付決定通知のありました耐震化総合支援事業について、耐震改修計画の作成が完了しましたので、長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱第15条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1. 住宅の所在地 長崎県長崎市

2. 住宅の種類

3. 完了年月日 年 月 日

4. 交付決定額 円

5. 添付書類

仕様書、補強計算書等の耐震改修計画の概要書

耐震改修工事の内容を示す平面図その他の図面

耐震改修工事に係る経費の内訳書

耐震改修工事の予定箇所の写真

その他（ ）

受付機関	市

第 10 号様式（第 16 条関係）

第 号
年 月 日

様

長崎市長

耐震改修計画確認書

年 月 日付けで完了報告書の提出がありました耐震化総合支援事業に係る耐震改修計画については、耐震基準に適合していることを確認しましたので、長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱第 16 条第 2 項の規定により通知します。

様

長崎市長

審査・検査結果不備事項通知書

次の住宅に関して、長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱の規定に適合していないため、長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱（第 16 条第 4 項・第 17 条の 2 第 3 項・第 25 条第 2 項）の規定により通知します。

住宅の概要	
所在地	長崎県長崎市
種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <small>※延べ床面積の過半の部分が住宅の用に供するものに限る。</small>
<input type="checkbox"/> 耐震改修計画作成	
作成者	
対象経費	円
<input type="checkbox"/> 耐震改修工事	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
請負者	
対象工事費	円
<input type="checkbox"/> 除却工事	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
請負者	
補助対象経費	円

不適合の内容

.....

.....

.....

年 月 日

(あて先) 長崎市長

申請者住所

氏名

電話

長崎市安全・安心住まいづくり支援事業完了届
(耐震化総合支援事業・除却工事支援事業)

年 月 日付け第 号により補助金の交付決定通知のありました(耐震化総合支援事業・除却工事支援事業)が完了しましたので、長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱(第 17 条第 1 項・第 24 条第 1 項)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1. 住宅の所在地 長崎県長崎市
2. 住宅の種類
3. 完了年月日 年 月 日
4. 交付決定額 円
5. 添付書類
 - 耐震化総合支援事業・耐震改修工事支援事業
 - 耐震改修工事の実施内容を示す図面
 - 耐震改修工事(耐震改修工事の変更を含む。)に係る工事代金の領収書又は請求書
 - 耐震改修工事(耐震改修工事の変更を含む。)の実施箇所の写真
 - その他()
 - 除却工事支援事業
 - 除却工事(除却工事の変更を含む。)に係る工事代金の領収書又は請求書
 - 除却工事(除却工事の変更を含む。)の実施箇所の写真
 - その他()

受付機関	市

第 13 号様式 (第 17 条の 2、第 25 条関係)

第 号
年 月 日

様

長崎市長

印

長崎市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付確定通知書
(耐震化総合支援事業・除却工事支援事業)

年 月 日付けで完了届の提出がありました(耐震化総合支援事業・除却工事支援事業)については、次のとおり補助金の額を確定しましたので、長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱(第 17 条の 2 第 2 項・第 25 条第 2 項)の規定により通知します。

年 月 日	年 月 日	番 号	第 号
補 助 年 度	年 度	名 称	長崎市安全・安心住まいづくり支援事業
補 助 金 交 付 決 定 額			円
補 助 金 交 付 確 定 額			円

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者住所

氏名

電話

長崎市安全・安心住まいづくり支援事業補助金交付請求書
（耐震化総合支援事業・除却工事支援事業）

長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱（第 17 条の 3・第 26 条）の規定により、次のとおり補助金を請求します。

1. 住宅の所在地 長崎県長崎市

2. 住宅の種類

3. 請求額 円

4. 振込先

銀行・金庫		本店・支店	
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	名義人（フリガナ）	

(あて先) 長崎市長

申請者住所

氏名

電話

長崎市安全・安心住まいづくり除却工事支援事業補助金交付申請書

除却工事を実施したいので、長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1) 住宅の概要			
所在地	長崎県長崎市		
種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <small>※延べ床面積の過半の部分が住宅の用に供するものに限る。</small>		
建設年月	年 月		
階数	<input type="checkbox"/> 平家建て <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> 3階建て		
2) 耐震診断			
実施年月	年 月 日	耐震診断士名	
3) 除却工事			
予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
(予 定) 請 負 者			
補助対象経費	円	※裏面にて算出	
交付申請額	円	※裏面にて算出	
4) 添付書類	<input type="checkbox"/> 除却工事の内容を示す平面図及び床面積求積図 <input type="checkbox"/> 除却工事に係る経費の内訳書 <input type="checkbox"/> 除却工事の予定箇所の写真 <input type="checkbox"/> 耐震診断結果に係る資料 (※長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱第 2 章の規定による耐震診断支援事業を利用しなかった場合に限る。) <input type="checkbox"/> その他 ()		
5) 申出事項	本工事について本市の他の制度に基づく補助の有無 → (有・無)		

6) 対象工事費及び交付申請額の算出

交付申請額 の算出	対象工事の見積金額(消費税等相当額を除いた額)	円 … ①
	(①) 円×23%=	円 … ②
	補助上限額	300,000円 … ③
交付申請額	円 (②又は③のいずれか少ない額の1,000円未満を切り捨て)	

受付機関	市